

本別町市民後見推進事業（検討委員会）において検討すべき事項

1. 「(仮称)「本別町成年後見支援センター」(実施主体：本別町、運営主体：本別町社会福祉協議会)の設置及びセンターの機能に関すること。

(1) 本別町における成年後見制度（地域福祉権利擁護事業）の概況

- ① 釧路地方家庭裁判所本別出張所における成年後見制度の取り扱い状況
- ② 本別町における成年後見制度利用支援事業（町長申立）の状況（相談件数）
- ③ 専門職団体等による成年後見制度の受任状況
- ④ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施状況

※第1回検討委員会までに収集できるデータを提示。その後、実態調査によりデータを整理

(2) 成年後見等実態調査（利用状況・ニーズ把握）の実施

- ① 調査票の設計
- ② 調査対象：地域包括支援センター、居宅介護事業所、小規模多機能居宅事業所、グループホームあさひの里、地域共生ホームきらり、施設サービス事業所（養護・特養・アメニティ本別）、障がい者相談支援機関（事業所）
- ③ 調査期間：平成24年3月中

(3) 「(仮称)「本別町法人後見支援センター」の設置、役割と機能について

- ① 後見的支援システムにおける本別町、本別町社会福祉協議会、関係機関・団体等、町民の役割
- ② 「(仮称)「本別町成年後見支援センター」の役割と機能
- ③ センターの名称、設置・運営主体、事業・運営体制、法人後見事業と受任調整

2. 市民後見人養成研修カリキュラムの検討・作成、養成研修の実施に関すること。

(1) 望ましい市民後見人像と市民後見人の役割

(2) 養成研修の実施

- ① 養成研修の位置づけ
- ② 養成研修の対象者と募集・登録・実施方法
- ③ 養成研修カリキュラムと講師の選定

(3) 市民後見人活動について

- ① 市民後見人の活動方法（直接受任、法人後見協力者による方法等）
- ② 研修修了後の活動、市民後見人に対する活動支援（受任が無い方への支援）

3. その他、成年後見制度の普及・推進に関する事項

(1) 十勝管内関係行政職員・社会福祉協議会職員に対する研修会の開催

(2) 町内関係機関・団体、町民に対する研修会の開催（エンディングノートの活用、終末期医療のあり方等を含めた研修会を開催）